

意見聴取要旨

(全国建設労働組合総連合)

・ 主宰者による意見聴取の開始宣言等

主宰者による意見聴取開始宣言、公述者の自己紹介、意見聴取の議事運営にかかる留意事項の確認のあと、府令第16条に基づく「準備手続により明らかになった事項」の説明を次の手順で行った。

料率機構から、今回の届出内容等について説明（主に席上配布資料に沿って説明）

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 従来の制度には、次の2点の問題点があった。
 - 建築知識を有することを前提に、構造区分の判定を建物の主要構造部で行っているため、保険契約当事者にとって分かりやすいものになっていない
 - 近年様々な材質の建材が普及し、一部の建物で外見だけでは構造区分の判定が困難
- ・ この問題点を解消するため、「建物の種類」により区分した上で「建物の性能」により補完する新しい基準の届出を行った。（その後、異議申出内容に対する意見を説明）

異議申出人から、申出内容について説明（主に席上配布資料に沿って説明）

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 今回の料率改定は保険料の誤適用に端を発しているが、誤適用の責任は、保険契約者や施工者ではなく、工法の多様化などの時代の流れについていけなかった損保会社である。
- ・ 地震保険ではイ構造とロ構造の2区分という荒削りな区分になっているが、もっと細分化された料率に変えるべきである。
- ・ 木造軸組工法であるということだけで、耐震性の評価が不当に低い。
- ・ 地震保険の料率区分に火災保険の料率区分を使っているが、地震リスクと火災リスクは100%イコールではない。リスクの重なる部分は火災の料率を使い、重ならない部分は地震に対する強度等の固有の料率で算出すべきである。

主宰者から、準備手続により明らかになった3つの論点を説明。

【長谷川保険課長】

- 論点1 地震保険の基準料率の区分を2区分としているが、これは妥当か。
- 論点2 地震保険の基準料率上の区分は、原則として、火災保険の参考純率上の区分に準拠しているが、これは妥当か。
- 論点3 今般の火災保険及び地震保険の料率改定において、「木造軸組工法建物」と「枠組壁工法建物」の耐火性及び耐震性に関し、異なる保険料の区分としているが、これは妥当か。

・意見聴取

〔論点1について料率機構より述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 耐震性は建物構造、築年数、壁の配置などが影響するが、これらの全ての要素を客観的に区分する基準がないため、地震による被害実績などを考慮し、2区分の構造区分は現時点においては合理的であると考えている。なお、耐震性能の優れた建物は個別に耐震等級割引等で補完している。
- ・ 一般的な地震の被害調査や中央防災会議等の被害想定区分、保険金の支払実績から、非木造と木造とで区分することは妥当である。

〔論点2について料率機構より述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 建物の耐火性と耐震性については、「火災保険および地震保険の支払実績」「消防庁の火災統計および地震被害調査」ならびに「建築基準法における耐火性能と壁厚の関係」の3点にいずれも親和的な関係があることから、定量的に評価できると考える。

〔論点3について料率機構より述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 枠組壁工法は、建物の安全性等が確認された住宅金融支援機構の「共通仕様書」を原則使用して建てられており、約96%が省令準耐火以上の性能を有しており、それ以外の約4%も枠組壁工法そのものがファイヤーストップ材を設け、天井・内壁に石こうボードが張られる特長を有することから、省令準耐火と同等の性能である。
- ・ 兵庫県南部地震および新潟県中越地震における被害調査において、枠組壁工法建物の被害は少なく、地震保険の支払実績データにおいても、枠組壁工法建物は被害が少ない。

〔論点1について異議申出人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 現時点で細分化する基準が見当たらないとの認識は問題である。様々な材質の建材が増え、耐震基準等も厳格化され、性能表示も分化されている中、それらを精査、積算し、合理的、総合的な料率を算定するのが料率機構の役割である。「木造、非木造」という安易な基準で区分けするのではなく、性能表示に準拠し、建築基準法などの客観的基準を加味すれば、「より適切な保険料率」が算出されるのではないかと。
- ・ 料率機構が提示した地震保険支払実績データでは「非木造」を1とした場合の木造は約2.3倍となっているが、これは枠組壁工法に比べてストック数が大きく、耐震基準等が厳格化される以前の旧来の基準で作られたものも多々あるからである。

- ・ 非木造と木造という単純な区分けによる 1 対 2.23 は古い木造も含まれた比較であり、建物の新旧や、耐震基準の変遷、耐震等級の評価などへの考察を欠いた先入観による差別と言え、合理的な区分とは言えない。

〔論点 2 について異議申出人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 地震被災と火災被災の関連性を否定するものではないが、それぞれの被災が 100%イコールでないならば、地震に連動する火災被災の割合を明示し、その部分は区分けして震災単独の被災を計算し、それを合わせて基準料率を計算するのが妥当ではないのか。

〔論点 3 について異議申出人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 長期優良住宅の推進については、昨年 11 月「長期優良住宅の普及と促進に関する法律」が成立し、長期優良住宅推進事業の予算措置も講じられ、いわば国策として取り組まれている。しかし、現在の基準では長期優良住宅のかなりの部分の木造軸組み住宅が、高い保険料区分に分類されてしまうのは優良木造住宅の振興に水を差すものである。

【有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長】(全国建設労働組合総連合側出席人)

- ・ 枠組壁工法と在来工法で比較して、ファイヤーストップ材の有無を取り上げていたが、最近では在来工法でも枠組壁工法と同様の大壁工法が主流となりつつある。
- ・ 建築基準法自体が性能表示に近づきつつあるという認識を持っており、今後、木造の建物の性能が向上すると思われる。料率機構の話を知っていると、枠組壁工法の方が在来工法より優れている印象を受けるが、両者の性能は、なんら遜色はない。

【長谷川保険課長】

- ・ 機構から何か補足することはありますか。

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 地震と火災は確かに別のリスクだが、それぞれの支払実績等が同じ傾向を示しており、親和性があるとしたもので、常にイコールという意味で言っているわけではない。
- ・ 長期優良住宅のうち、準耐火建築物等に該当すれば安い保険料の区分となり、全て高い保険料の区分となるわけではない。

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 全てではなく、かなりの部分である。例えば、耐震性がものすごく優れていて、びくともしないような構造であっても、防火・耐火構造がされていなければ、高い保険料の区分に

なってしまうということを強調したい。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・ 「火災と地震のリスクが 100%イコールではないなら、個別に料率計算すべき」という点について、料率の算出自体はもちろん地震リスクと火災リスク、それぞれ別々に計算をしており、また、建物の新旧等に応じてどのくらい被害が出るかということも計算している。

【損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長】

- ・ 3地震の被害調査を見ると、非木造と木造とではいずれも危険の格差があるが、非木造の中（コンクリートと鉄骨）では明らかな格差は現れていない。今後検討していくべき点とは思いますが、現状では妥当な区分である。

【全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長】

- ・ 学校の通信簿などでも3区分である。2区分を仮に4区分にすれば、なだらかな格差になるのではないか。また、鉄筋コンクリートの建物を木で補強している例もあり、木造住宅でも耐震性が良いことを強調したい。浅見的に木造、非木造に分けるのはいかがなものか。

【長谷川保険課長】

- ・ 議論を整理すると、「地震保険の基準料率について、独自の料率ができるかどうか」がポイントになると思われる。異議申出者からは火災保険に準拠するのではなく、品確法の耐震等級をベースに基準料率を作り直せばいいということだが、それはできるのか。

【損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長】

- ・ 全ての建物が耐震等級を与られていれば、それはひとつの考えになると思うが、現実的には全体のほんの何%しか取得していない。これで区分することが良いかどうかは今後の議論にもなるかと思うが、現状では割引のほうが適当であると考えている。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・ 火災保険に準拠した形で料率のベースを作るということは、低廉な保険料で提供されるという点でメリットが大きい。契約時の情報に火災保険の情報を使うことで経費が抑えられる経済的な効果があることを付け加えたい。

【長谷川保険課長】

- ・ 全ての住宅に1～3の区分が義務付けられていれば基準となり得るかもしれないが、性能評価を受けているのは現状では2割以下という。たまたま性能評価を受けていないがゆえに、本当は評価が良いはずなのに、悪い評価になってしまうのもいかなものか。

【有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長】（全国建設労働組合総連合側出席人）

- ・ 普通に設計者が作れば等級2をクリアするが、性能評価を受けるには確かに手間とコストがかかる。また、建築基準法の確認の特例条項を守ったら、おそらく等級2に該当すると

思われる。

【長谷川保険課長】

- ・ 品確法の住宅性能評価を受けるのはお金をかける必要があるが、かけた人には割引を受けることになっているわけですね。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・ 参考までに、割引率は資料 17 に記載している。

. 主宰者による意見聴取の終了宣言

本日聴取した意見について、基準料率の届出内容の審査の参考とすること、府令第 24 条の規定に基づき速やかに調書を作成し閲覧に供することを確認し、意見聴取を終了。